

下水道事業体別下水道使用料等一覧表

資料番号 4

1. 愛西市下水道事業（1か月）

①農業集落排水事業

（単位：円）

区域名	区 分	排出量	1使用月につき	消費税を含む額	
佐屋 3処理施設	基本使用料	10m ³ まで	1,200	1,320	
	超過（1m ³ につき）	10m ³ 超	120	132	
	温泉利用の場合 （使用料に加算）	1人まで		300	330
		2人目から1人当たり		200	220

※維持管理分担金 1,320円（消費税を含む）

立田 9処理施設	基本使用料	10m ³ まで	1,500	1,650
	超過（1m ³ につき）	10m ³ 超	130	143
	温泉利用の場合	1使用月につき使用水量に1人当たり3m ³ を加算	—	—

※維持管理分担金 1,650円（消費税を含む）

（単位：円）

区域名	使用料月額（消費税を含む額）			適用範囲
	区 分	均等割	人員割	
八開 7処理施設	一般用	1世帯当たり 2,723	世帯員1人当たり 680	住宅
	一般営業用	1世帯当たり 5,447	世帯員及び人槽 算定1人当たり 680	一般用と業務用とに区分し難い建築物等
	業務用	1世帯当たり 5,447	人槽算定1人当たり 680	事業所、事務所、作業所、店舗、共同住宅等

※維持管理分担金 2,723円（消費税を含む）

②コミュニティ・プラント整備事業

（単位：円）

区域名	区 分	排出量	1使用月につき	消費税を含む額	
佐屋 1処理施設	基本使用料	10m ³ まで	1,200	1,320	
	超過（1m ³ につき）	10m ³ 超	120	132	
	温泉利用の場合 （使用料に加算）	1人まで		300	330
		2人目から1人当たり		200	220

③公共下水道事業（佐屋・佐織地区）

（単位：円）

種 別	区 分	排出量	1使用月につき	消費税を含む額
一般用	基本使用料	10m ³ まで	1,500	1,650
	超過（1m ³ につき）	10m ³ 超～50m ³ まで	150	165
		50m ³ 超～100m ³ まで	180	198
		100m ³ 超～500m ³ まで	210	231
		500m ³ 超	240	264
一時使用	使用料1m ³ につき		300	330

※水道水以外の水を併用して使用した場合、世帯人員1人につき1使用月3m³を加算

④佐織地区 地域し尿処理施設

(単位：円)

汚水処理施設の名称	使用料月額（消費税を含む額）	
	基本使用料	超過使用料
東八幡浄化センター	1世帯当たり 3,500	—
西八幡団地浄化センター	1世帯当たり 4,700	—
諸桑団地浄化センター	1世帯(2人まで)当たり 4,300	満15歳以上で1人500円、 2人以上1,000円まで

1. 津島市下水道事業（1か月）

①公共下水道事業

（単位：円）

種別	区分	排出量	1使用月につき	消費税を含む額
一般用	基本使用料	10 ³ m ³ まで	1,238	1,361
	超過（1 ³ m ³ につき）	10 ³ m ³ 超～30 ³ m ³ まで	134	146
		30 ³ m ³ 超～50 ³ m ³ まで	148	162
		50 ³ m ³ 超～100 ³ m ³ まで	162	178
		100 ³ m ³ 超～500 ³ m ³ まで	176	193
		500 ³ m ³ 超	190	209
一般用井戸 汚水	基本使用料	1使用月により	1,333	1,466
	超過使用料	1使用月5人を超える世帯の 構成員1人につき	119	130
事業用井戸汚水			128	141
湯屋汚水			129	94
工業汚水			133	146

2. 弥富市下水道事業（1か月）

①農業集落排水事業

（単位：円）

種別	区分	排出量	1使用月につき	消費税を含む額	適用範囲
一般用	基本使用料	10 ³ m ³ まで	1,000	1,100	一般住宅
	超過（1 ³ m ³ につき）	10 ³ m ³ 超	120	132	
併用住宅	基本使用料	10 ³ m ³ まで	2,000	2,200	一般住宅と業務用と区分し難い 建物
	超過（1 ³ m ³ につき）	10 ³ m ³ 超	120	132	
業務用	基本使用料	10 ³ m ³ まで	2,000	2,200	事務所、事業所、作業所、店舗等
	超過（1 ³ m ³ につき）	10 ³ m ³ 超	120	132	

②公共下水道事業

（単位：円）

種別	区分	排出量	1使用月につき	消費税を含む額
一般用	基本使用料	10 ³ m ³ まで	1,500	1,650
	超過（1 ³ m ³ につき）	10 ³ m ³ 超～50 ³ m ³ まで	150	165
		50 ³ m ³ 超～100 ³ m ³ まで	180	198
		100 ³ m ³ 超～500 ³ m ³ まで	210	231
		500 ³ m ³ 超	240	264
一時使用	使用料1 ³ m ³ につき		300	330

※水道水以外の水を併用して使用した場合、世帯人員1人につき1使用月3³m³を加算

3. あま市下水道事業（1か月）

①公共下水道事業

（単位：円）

種別	区分	排出量	1使用月につき	消費税を含む額
一般用	基本使用料	0m ³	900	990
	超過（1m ³ につき）	0m ³ 超～10m ³ まで	30	33
		10m ³ 超～30m ³ まで	120	132
		30m ³ 超～50m ³ まで	150	165
		50m ³ 超～100m ³ まで	180	198
		100m ³ 超～500m ³ まで	210	231
		500m ³ 超	240	264

※水道水以外の水を併用して使用した場合、世帯人員1人につき1使用月3m³を加算

4. 大治町下水道事業（1か月）

①公共下水道事業

（単位：円）

種別	区分	排出量	1使用月につき	消費税を含む額
一般用	基本使用料	10m ³ まで	1,100	1,210
	超過（1m ³ につき）	10m ³ 超～20m ³ まで	110	121
		20m ³ 超～30m ³ まで	120	132
		30m ³ 超～50m ³ まで	150	165
		50m ³ 超～100m ³ まで	180	198
		100m ³ 超～300m ³ まで	210	231
		300m ³ 超	240	264

※水道水以外の水を併用して使用した場合、世帯人員1人につき1使用月3m³を加算

5. 蟹江町下水道事業（1か月）

①公共下水道事業

（単位：円）

種別	区分	排出量	1使用月につき	消費税を含む額
一般用	基本使用料	10m ³ まで	1,100	1,210
	超過（1m ³ につき）	10m ³ 超～20m ³ まで	150	165
		20m ³ 超～40m ³ まで	180	198
		40m ³ 超～500m ³ まで	210	231
		500m ³ 超	240	264
一時使用	使用料1m ³ につき		300	330

※水道水以外の水を併用して使用した場合、世帯人員1人につき1使用月3m³を加算

6. 飛島村下水道事業（1か月）

①農業集落排水事業

（単位：円）

区域名	使用料月額（消費税を含む額）			適用範囲
	区分	均等割	人員割	
7処理施設	一般用	1世帯当たり 880	世帯員1人当たり 352	住宅
	一般営業用	1世帯当たり 880	世帯員及び人槽 算定1人当たり 352	一般用と業務用とに区分し難い 建築物
	業務用	1世帯当たり 880	人槽算定1人当 たり 352	事業所、事務所、作業所、店 舗、共同住宅等

7. 稲沢市下水道事業（1か月）

①農業集落排水事業

（単位：円）

区域名	区分	排出量	1使用月につき	消費税を含む額
5処理施設 （千代、天池、長岡東 部・西部、 牧川南部）	基本使用料	10m ³ まで	1,000	1,100
	超過（1m ³ につき）	11m ³ 超～20m ³	100	110
		21m ³ 超～30m ³	130	143
		31m ³ 超～40m ³	160	176
		41m ³ 超～50m ³	190	209
		51m ³ 以上	220	242

区域名	区分	排出量	1使用月につき	消費税を含む額
5処理施設 （城西・嫁 振、東城・ 前浪、六輪 南部、丸 渕、三宅）	基本使用料		600	660
	超過（1m ³ につき）	1m ³ ～10m ³	80	88
		11m ³ ～20m ³	90	99
		21m ³ ～30m ³	110	121
		31m ³ ～50m ³	130	143
		51m ³ ～100m ³	150	165
		101m ³ 以上	160	176

ア その他の場合

（単位：円）

区域名	使用料月額		加算料金
	基本料金		
千代、天池	世帯員数 1人まで	金額 1,000	1人増すごとに800円

イ その他の場合

(単位：円)

区域名	使用料月額		加算料金
	基本料金		
長岡東部・西部、牧川南部	世帯員数 1人まで	金額 1,000	1人増すごとに580円

ウ その他の場合

(単位：円)

区域名	使用料月額
城西・嫁振、東城・前浪、六輪南部、丸淵、三宅	世帯員数に7立方メートルを乗じた排水量に相当するイに掲げる使用料金により算定した額

②公共下水道事業

(単位：円)

種別	区分	排出量	1使用月につき	消費税を含む額
一般用	基本使用料	10m ³ まで	1,100	1,210
	超過 (1m ³ につき)	10m ³ 超～20m ³ まで	110	121
		20m ³ 超～30m ³ まで	130	143
		30m ³ 超～50m ³ まで	160	176
		50m ³ 超～100m ³ まで	180	198
		100m ³ 超～500m ³ まで	210	231
		500m ³ 超	250	275
公衆浴場用	基本使用料	100m ³ まで	4,300	4,730
	使用料1m ³ につき	100m ³ 超	60	66
一時使用	使用料1m ³ につき		300	330

※水道水以外の水を併用して使用した場合、世帯人員1人につき1使用月3m³を加算